

## 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領

制 定	平成 18 年 11 月 9 日付け 18 総食第 778 号	一部改正	平成 26 年 11 月 28 日付け 26 政統第 2183 号
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1925 号	一部改正	平成 27 年 4 月 16 日付け 27 生産第 150 号
全部改正	平成 20 年 1 月 31 日付け 19 総食第 949 号	一部改正	平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号
一部改正	平成 20 年 6 月 6 日付け 20 総食第 176 号	一部改正	平成 28 年 4 月 1 日付け 27 政統第 933 号
一部改正	平成 21 年 3 月 12 日付け 20 総食第 1016 号	一部改正	平成 28 年 6 月 23 日付け 28 政統第 489 号
一部改正	平成 21 年 8 月 14 日付け 21 総食第 498 号	一部改正	平成 29 年 3 月 29 日付け 28 政統第 1943 号
一部改正	平成 22 年 1 月 12 日付け 21 総食第 881 号	一部改正	平成 29 年 11 月 30 日付け 29 政統第 1254 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総食第 1161 号	一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号
一部改正	平成 22 年 12 月 27 日付け 22 総食第 935 号	一部改正	令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号
一部改正	平成 23 年 4 月 20 日付け 23 総食第 58 号	一部改正	令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号
一部改正	平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4287 号	一部改正	令和 2 年 12 月 15 日付け 2 政統第 1597 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生産第 6228 号	一部改正	令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号
一部改正	平成 25 年 4 月 9 日付け 24 生産第 3369 号	一部改正	令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号
一部改正	平成 25 年 5 月 21 日付け 25 生産第 543 号	一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3725 号
一部改正	平成 25 年 10 月 11 日付け 25 総食第 2154 号	一部改正	令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第 5189 号
一部改正	平成 25 年 10 月 23 日付け 25 生産第 2202 号	一部改正	令和 6 年 4 月 11 日付け 5 農産第 4910 号
全部改正	平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号	一部改正	令和 7 年 3 月 19 日付け 6 農産第 4764 号

農林水産省生産局長から

地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 国土交通省北海道開発局長  
 内閣府沖縄総合事務局長  
 都道府県知事  
 関係団体の長

あて

需要に応じた米生産の推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成 7 年政令第 98 号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成 7 年農林水産省令第 17 号)、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成 21 年農林水産省令第 63 号。以下「遵守事項省令」という。)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 25 号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 173 号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則(平成 21 年農林水産省令第 41 号)、経

営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）、「生産調整方針認定要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 852 号農林水産省総合食料局長通知）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）第 3 条第 1 項に基づく米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針のほか、本要領に定めるところによる。

## 第1 基本的考え方

- 1 農業者や集荷業者・団体は、国が策定する主食用米の全国の需給見通しや国が提供するきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を踏まえ、自主的な経営判断により、水田活用の直接支払交付金の活用による飼料用米、麦、大豆等の戦略作物（以下単に「戦略作物」という。）等の生産拡大や、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進等を図ることを通じて、需要に応じた生産・販売に取り組む。
- 2 農業者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づく需要に応じた生産・販売に資するよう、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。）及び地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）は、互いに連絡を密にし、国からの情報や自らの産地の販売戦略等を踏まえ、当年産の主食用米や戦略作物等の作付方針である水田収益力強化ビジョンを検討し、区域内の農業者や集荷業者・団体へ周知を図る。
- 3 都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して中心的な役割を果たすものとする。
- 4 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会に対し、必要に応じて助言を行うものとする。このため、都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下「地方参事官」という。）にあっては、都道府県内の地域農業再生協議会等の情報を収集・整理の上、地方農政局等と都道府県農業再生協議会との情報の共有化に向けた取組を推進する。

なお、都府県内の地域農業再生協議会等の情報について、地方参事官から農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ報告する場合は、当該情報について、地方参事官から地方農政局長等に情報提供を行うものとする。

## 第2 主食用米の全国の需給見通し

国は、主食用米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米の全国の需給見通しを策定する。

## 第3 国が提供するきめ細かい情報等

### 1 「米に関するマンスリーレポート」の作成・公表

国は、米に関する以下の情報を取りまとめ、「米に関するマンスリーレポート」として、毎月公表する。

- （1）各産地の主要銘柄に係る相対取引価格・数量

- (2) 全国及び産地別の民間在庫の推移
- (3) 産地別及び主要銘柄別の集荷、契約、販売状況
- (4) その他、産地及び農業者が主体的に需要に応じた生産を進める上で有益な情報

## 2 各県・各産地の作付意向等の把握・公表

### (1) 各県・各産地の作付意向等の把握

地方農政局長等は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田収益力強化ビジョンの検討状況を把握し、1月末、4月末、6月末及び9月15日時点の状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の10日（9月15日時点の状況については9月20日）までに、農産局長に報告する。

ただし、農産局長が必要があると認める場合は、別途報告を求めることができるものとする。

また、地方農政局長等は、状況に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。

### (2) 各県・各産地の作付意向等の公表

農産局長は、2(1)により地方農政局長等から受けた報告に基づき、原則として、各都道府県の中間的な作付意向を3月及び6月に公表するとともに、地域農業再生協議会別の中間的な作付意向を6月に公表する。また、各都道府県及び地域農業再生協議会別の作付結果等については、10月中旬を目途に公表する。

ただし、農産局長は、必要があると認める場合は、別途公表することができるものとする。

## 3 国による需要に応じた生産・販売に向けた情報提供

国は、2の(2)等を踏まえ、需要に応じ、各都道府県及び各産地に対し、需要に応じた生産・販売に向けた助言・情報提供等を行う。

## 第4 用途限定米穀として取り扱う米穀等

別紙1の第5の1の規定により取組主体が農産局長又は地方農政局長等に提出した取組計画書において、1に掲げる用途として生産される米穀（水稻に係るものに限る。）について、2の管理方式ごとに定める時点で米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）第1条第1項第1号に定める用途限定米穀として取り扱うものとする。

また、適正流通の確保のための措置等については、別紙1及び別紙2において定める。

### 1 用途限定米穀

- (1) 加工用米
- (2) 新規需要米

### 2 用途限定米穀としての取扱いの始期

(1) 区分管理方式の場合

別紙1の第4の2に規定する区分管理計画書(別紙様式第2号)に記載のあるほ場からの収穫以降

(2) 一括管理方式の場合

別紙1の第7の2の(2)に規定する出荷契約数量及び販売契約数量の確定時以降

ただし、出荷契約数量及び販売契約数量の確定前であっても用途限定米穀として販売する米穀が含まれることに留意し、区分管理等の適正流通の確保に努めることとする。

## 第5 備蓄米

### 1 定義

備蓄米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。

### 2 取組主体

取組主体は、政府と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者(以下「売渡人」という。)とする。

### 3 備蓄米の対象となる米穀

農産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

### 4 地域農業再生協議会の生産予定面積等の報告及び変更の報告

(1) 売渡人は、原則として、地域農業再生協議会ごとに、生産地域の合理的な単収を踏まえ、引渡予定数量に見合うほ場面積(以下「生産予定面積」という。)を算定する。

(2) 売渡人は、生産予定面積、引渡予定数量及び単収を別紙様式第12-1号に取りまとめ、生産年の8月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

(3) 売渡人は、当該年の自然災害の影響等により備蓄米の生産面積、引渡数量等の変更があった場合には、別紙様式第12-2号に取りまとめ、国に備蓄米を引き渡すまでに、地方農政局長等を経由して農産局長に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

ただし、農産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する変更の場合には、当該様式の報告を省略できる。

## 第6 需要に応じた米の生産・販売の推進に向けた取組

需要に応じた米の生産・販売の推進に向け、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会は、次に掲げる取組を行うこととし、その取組状況を把握するものとする。

#### 1 都道府県段階における推進体制

都道府県農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田収益力強化ビジョンを検討する。その際、都道府県、農協等の団体、担い手農業者団体その他の構成員の連携を図るとともに、自らの都道府県産米の販売需要動向の把握及び各産地への情報提供を実施し、各地域が主体的に自らの作付計画を判断できる体制を整備するものとする。

#### 2 地域段階における推進体制

(1) 地域農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田収益力強化ビジョンを作成する。その際、市町村、農協等の団体、担い手農業者団体その他の構成員の連携を図るとともに、農業者に対し、認定方針作成者（食糧法第5条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）等を通じ、水田収益力強化ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報提供や、需要に応じた生産・販売が図られるよう作付に関する助言を行い、各農業者が自らの経営戦略に基づき作付計画を判断できる体制を整備するものとする。

(2) 地域農業再生協議会は、必要に応じて、認定方針に参加せずに水稻生産・販売を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して認定方針への参加を促すものとする。

(3) 地域農業再生協議会は、区域内の全ての水稻生産農業者が需要に応じた生産・販売を行う上で必要な水田情報（水田台帳）の整備に努めるものとする。

#### 3 作付の計画段階における取組

(1) 農業者は、地域農業再生協議会等から提供された情報や水田収益力強化ビジョンを踏まえ、地域農業再生協議会が経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）様式第2号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書を作成し、認定方針作成者等に提出する。

(2) 認定方針作成者等は、提出された水稻生産実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあっては、自らの水稻生産実施計画書）を、原則として、6月30日を期限とし、地域農業再生協議会の代表者が定める日までに、地域農業再生協議会の代表者に提出する。

ただし、別紙1の第5の5の(1)の規定による変更を行う場合は、変更後の水稻生産実施計画書を8月20日までに提出するものとする。

#### 4 作付段階における取組

各県・各産地の作付動向の把握に際しては、地方農政局長等は、都道府県、市町

村、農業者団体等及び農業共済組合等の関係機関と互いに連絡を密にし、農業者が作成した水稻生産実施計画書、経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書、水稻共済細目書異動申告票等を活用して、当年産の地域農業再生協議会ごとの水稻や戦略作物等の作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書、経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書と水稻共済細目書異動申告票の様式の一体化、主食用米及び第4に掲げる米穀等の生産状況等に係る確認の合同実施、関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

## 第7 集荷業者・団体の役割等

集荷業者・団体は、需要に応じた米の生産・販売の重要な推進主体として、国が策定する全国の需要見通し等、第3の国からの情報提供や水田収益力強化ビジョンを勘案しながら、自らの販売戦略に基づき、

- 1 行政と連携して、農業者の主体的な経営判断の下での水田の利活用及び需要に応じた米の生産・販売が円滑に行われるよう取り組む
- 2 複数年、播種前等の事前契約による安定的な取引の一層の推進を図る
- 3 第4に掲げる米穀、中食・外食等で用いられる米穀等の多様な米穀の需要に的確に対応することとする。

附 則（平成28年4月1日付け27政統第933号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領の規定に基づき、平成27年度までに実施した備蓄米の取組の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月23日付け28政統第489号）

この通知は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け28政統第1943号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年産備蓄米の取扱いについては、別紙5第2の「なお、原則として、取組農業者は、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていない者であること。」の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 11 月 30 日付け 29 政統第 1254 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づき、平成 29 年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等（飼料作物を除く。）に係る取組の実績面積については、30 年産以降においても当該面積を非主食用米の実績として毎年取り扱うものとする。  
また、このうち産地交付金の支援を受けた取組については、引き続き、別紙 2 の規定を準用し、取組計画の認定を受けることができるものとする。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 取組計画認定申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とする。
- 3 この通知の施行に伴い、当面の需給調整における米の生産調整実施者の確認等水田に係る事務の簡素化の推進について（平成 16 年 4 月 19 日付け 16 総食第 82 号農林水産省総合食料局食糧部計画課長、経営局保険課長通知）は廃止する。

附 則（令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号）  
この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3725 号）  
この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第 5189 号）  
この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 11 日付け 5 農産第 4910 号）  
この通知は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日付け 6 農産第 4764 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領（平成 22 年 4 月 19 日付け 22 総食第 61 号農林水産省総合食料局長通知）、用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領（平成 27 年 1 月 30 日付け 26 生産第 2628 号農林水産省生産局長通知）及び取組計画の認定の取り消し等を行う場合の手順について（平成 24 年 2 月 20 日付け 23 生産第 5743 号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）は廃止する。
- 3 この通知の施行の際現に改正前の需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領並びに廃止前の用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領及び用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領の規定に基づきなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

## 別紙 1

### 加工用米及び新規需要米について

#### 第 1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 全国生産出荷団体
- 2 都道府県出荷団体
- 3 認定方針作成者
- 4 農業者
- 5 特認団体

#### 第 2 加工用米及び新規需要米の範囲

##### 1 加工用米

###### (1) 用途

加工用米の具体的な用途は、米穀の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- ① 清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- ② 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が 3 %以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2 ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- ③ みそその他米穀を原料とする調味料
- ④ 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- ⑤ 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- ⑥ 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- ⑦ その他農産局長が特に必要と認めた用途

###### (2) 対象米穀

(1) の用途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）第 1 の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

- ① 以下の品質基準（以下「加工用米品質基準」という。）のいずれかを満たす米穀とする。

ただし、アについては、やむを得ない事由があり、需要者団体等と流通について合意している場合に限り、地方農政局長等に事前協議の上、品位等検査の結果を規格外以上とすることができることとする。

ア 品位等検査（農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 3 条の品位等検

査をいう。以下同じ。)における3等以上の等級の格付け又は農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下同じ。)第1の2の(3)のハの(ロ)の水稲うるち玄米(二)の規格項目の検査において、死米の測定値が20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすこと

イ 品位等検査を受検しない場合において次の(ア)及び(イ)の要件を満たすことが客観的に確認されていること

(ア) 1.70mm以上のふるい目幅で調製されたこと

(イ) 水分の含有率が16.0%以下であること

② 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、①のほか、農産物検査員(農産物検査法第17条第2項第1号に規定する者をいう。以下同じ。)が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀又は農産物検査以外の方法により、玄米の加工用米品質基準相当であることの確認がされた米穀

③ ①及び②に該当しない米穀で、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者又は特認団体の申請に基づき、地方農政局長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

## 2 新規需要米

### (1) 用途

新規需要米の用途は、次に掲げるものとする。

① 飼料用

② 米粉用(米穀粉又はピューレー状若しくはゼリー状の加工品であって米穀以外の穀物代替となるパン・麺等の用途)

③ 稲発酵粗飼料用稲(以下「WCS用稲」という。)

④ 青刈り稲・わら専用稲(飼料作物として用いられるものに限る。)

⑤ 新市場開拓用(①及び②を除く、内外の米穀の新市場の開拓を図ると判断される用途に供される米穀。)

### (2) 対象米穀

(1)の用途に供給することを目的に生産される米穀又は稲であって、第2の1の加工用米及び醸造用玄米を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

ただし、(1)の⑤の新市場開拓用に限り醸造用玄米を含む。

① 飼料用

品位等検査において飼料用もみ又は飼料用玄米の合格以上に格付けされた米穀又は品位等検査を受検しない場合において農産物規格規程の第1の1の(3)のハの(ハ)及び第1の2の(3)のハの(ヘ)に準ずる品質(以下「飼料用品質基準」という。)であるとして、農産物検査法施行規則第6条1項及び同条第2項に定めるところに準じて確認された米穀とする。

## ② 米粉用

以下の品質基準（以下「米粉用品質基準」という。）のいずれかを満たす米穀とする。

ただし、ア及びイについて、やむを得ない事由があり、需要者団体等と流通について合意している場合に限り、地方農政局長等に事前協議の上、品位等検査の結果を規格外以上とすることができることとする。

ア 品位等検査において3等以上の等級の格付け又は農産物規格規程第1の2の(3)のハの(ロ)の水稻うるち玄米(二)の規格項目の検査において、死米の測定値が20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすこと

イ 品位等検査において水稻うるちもみ若しくは水稻もちもみの合格以上に格付けされていること

ウ 品位等検査を受検しない場合において次の(ア)及び(イ)の要件を満たす品質であることが客観的に確認されていること

(ア) 1.70mm以上のふるい目幅で調製されたこと

(イ) 水分の含有率が16.0%以下であること

③ 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、①及び②のほか、農産物検査員が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀又は農産物検査以外の方法により、飼料用品質基準又は米粉用品質基準相当であることの確認がされた米穀

④ ①、②及び③に該当しない米穀で、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者又は特認団体の申請に基づき、地方農政局長等が飼料用米又は米粉用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

## 第3 加工用米及び新規需要米の取扱事業者

1 需要者とは、第2の1に規定する加工用米及び第2の2に規定する新規需要米（以下「加工用米等」という。）を使用した米加工品等の製造販売又は飼料用等への使用を業とする者をいう。（新規需要米のうち新市場開拓用の輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者を含む。）

2 需要者団体とは、需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の全国需要者団体を除く。）をいう。

3 全国需要者団体とは、需要者又は需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である需要者又は需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。

4 需要者団体等とは、需要者、需要者団体及び全国需要者団体をいう。

5 買取販売事業者とは、別紙4の第1に規定する買取販売事業者のうち、加工用

米等を需要者団体等に販売しようとする事業者をいう。

- 6 仲介事業者とは、取組主体と需要者との取引について仲介を行う事業者をいう。
- 7 自家加工等農業者とは、自ら生産若しくは集荷した加工用米等について、米加工品に加工した上で自ら販売又は新規需要米を飼料用米等として自ら利用する農業者をいう。
- 8 全国生産出荷団体とは、生産調整方針認定要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 852 号農林水産省総合食料局長通知。以下同じ。）第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体をいう。
- 9 都道府県出荷団体とは、生産調整方針認定要領第 2 の 1 の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体をいう。
- 10 特認団体とは、農業者が組織する団体で、地方農政局長等が特に認めたものをいう。

#### 第 4 管理方式、多収品種等

##### 1 管理方式

###### （1）区分管理方式

ほ場 1 枚を単位として作付け、かつ、主食用米と明確に区分して生産並びに乾燥及び調製を実施（共同乾燥調製施設において他の農業者が生産した主食用米等と合わせて乾燥調製作業が行われる場合であっても、特定したほ場での生産分について持分を確定できる場合を含む。）した上で出荷することを特定したほ場における全収穫量を第 6 の 1 及び 2 に規定する出荷契約数量及び販売契約数量とする管理方式をいう。

なお、主食用米として出荷する品種と同一の品種の場合は、生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合等（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を明らかにすることとする。

###### （2）一括管理方式

区分管理方式を選択せず、主食用米を含めた全収穫量の一部を第 6 の 1 及び 2 に規定する出荷契約数量及び販売契約数量とする管理方式をいう。

- 2 区分管理方式による出荷を選択する農業者は、区分管理に係る手法等を記載した区分管理計画書（別紙様式第 2 号）を作成し、生産年の 6 月 30 日までに地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、第 5 の 5 の（1）の規定による変更を行う場合は、変更後の区分管理計画書を 8 月 20 日までに提出するものとする。

提出に当たっては、当該農業者が参加する認定方針の作成者、特認団体及び都道府県の県庁所在地等に駐在する地方参事官を経由して提出することができるもの

とする。

また、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれとするかについて、第6の1に規定する出荷契約等数量農業者別一覧表（別紙様式第6-1号）にあらかじめ記載することとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じて当該計画書の写しを地域農業再生協議会に提供できるものとする。

### 3 多収品種の指定

多収品種は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された別表1に掲げる品種
- (2) 次のア及びイのいずれにも該当する品種のうち、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの
  - ア 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種
  - イ 国内の流通量に照らして主要ではない品種であって、主に加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種
- (3) コシヒカリ環1号に(1)又は(2)の多収品種を戻し交雑させて育成した品種

### 4 米粉用向け専用品種の指定

米粉用向け専用品種は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国の委託試験等によって米粉用に育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された別表2に掲げる品種
- (2) 次の①及び②のいずれにも該当する品種であり、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの
  - ① 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種
  - ② 国内において、主に主食用向け以外として生産されており、パン・麺用として需要がある品種

5 3の(2)及び4の(2)の規定により、地方農政局長等が特に認めた多収品種及び米粉用向け専用品種について、作付け及び流通の状況、実単収の状況等が、それぞれの規定に定める基準に該当していないと地方農政局長等が判断する場合は、都道府県知事と協議の上、必要に応じて当該品種の認定を取消すものとする。

## 第5 取組計画書の届出等

### 1 取組計画書の届出

取組主体は、需要者団体等との契約等を基に、取組計画書（別紙様式第3-1号）を作成する。

取組主体は、取組計画書を作成する場合、(1)に掲げる書類について、農産局

長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

取組計画書については、(2)に掲げる必要書類を添付し、1部保管の上、生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては農産局長に、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者のうち自ら取組計画書を作成する者及び特認団体(以下「地域流通農業者」という。)にあつては地方農政局長等に提出し、農産局長又は地方農政局長等は3の場合を除きこれを受理する。

保管及び添付を行う書類において、電算処理等の理由から本要領に規定する様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更して用いることができるものとする。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができるものとする。(更に、地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

#### (1) 取組主体が保管する書類

販売契約等の状況が分かる次のいずれかの書類

##### ア 販売契約書

生産年の6月30日までに締結された第6の2に定める加工用米等販売契約書

なお、新規需要米にあつては、様式参考例1に定める新規需要米の販売等に関する契約書を参考に作成することとする。

イ 遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けて販売を行う場合にあつては、別紙4の第4の規定により通知を受けた買取販売承認通知書(別紙様式第11-1号)

ウ 自家加工等農業者にあつては加工用米等自家加工等販売計画書(別紙様式第3-2号)

#### (2) 取組計画書に添付する書類

ア 需要者団体等からの購入計画書(別紙様式第3-3号)

イ 加工用米等団体間集荷計画書(別紙様式第3-4号)

(取組主体が全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体の場合に限る。)

ウ 加工用米等の生産(第6の1に規定する出荷契約書を締結している農業者を除く。)、出荷、使用等を行う事業者が2に規定する適格者の要件を満たし、かつ、誓約事項の遵守について誓約することとして作成した、加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)

エ 新規需要米であつて、取組主体が取組計画書の提出時までに需要者との販売契約書を締結できない場合は、①その理由、②予定需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した様式参考例2に定める販売計画書(販売前に需要者が作成した誓約書を必ず提出すること。)

オ 取組計画書提出に係るチェックシート（別紙様式第3－6号）

カ 上記のほか、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

## 2 誓約事項等

### （1）加工用米等の流通に係る適格者の要件

- ① 生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令（※）及び本要領の規定に違反する行為が確認されていないこと
- ② 本要領に基づき前年度までの報告書等を適切に提出していること
- ③ 全国需要者団体及び需要者団体にあつては、加工用米等の販売先が第8の1の（2）に規定する受払状況報告書を適切に報告したことを確認していること

### （2）流通等に係る誓約事項

- ① 加工用米等をその定められた用途に確実に流通又は使用すること
- ② 加工用米等について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、第8の1の規定に基づき適正な保管管理を徹底すること
- ③ 本要領の規定に基づく報告等を適切に実施すること
- ④ 誓約事項を遵守していることを確認するために農産局長及び地方農政局長等が行う調査等に協力すること
- ⑤ 適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導等に従うこと
- ⑥ 届出内容等の虚偽又は誓約事項に反する行為が確認された場合に別紙2による措置が講じられるほか、適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等による指導等への対応により不利益又は損害が生じた場合にも異論がないこと
- ⑦ 全国需要者団体及び需要者団体にあつては、加工用米等の流通等に係る適格者の要件を満たさない需要者に対して販売を行わないこと

※ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

### 3 取組計画書の不受理

農産局長又は地方農政局長等は、1により提出があつた取組計画書について、必要項目の未記入及び1の(2)により添付を求めている書類の不足等、形式的な不備がないことを確認の上、必要な場合には取組主体に対して修正等を求め、適切な修正等が行われない場合には当該取組計画書を受理せず、不受理とした理由を示した上で、返送するものとする。

また、取組計画書に別紙2の第2の3により、加工用米等の契約当事者となること又は使用等を行うことを認めないこととしている加工用米等関係者が含まれる場合についても当該取組計画書を受理せず、返送するものとする。

### 4 取組計画書のとりまとめ結果の報告等

地方農政局長等は、1の規定により取組計画書を受理した場合は、取組計画書の写し等、農業者ごとの生産予定面積及び生産予定数量等がわかる書類を地域再生協議会の代表者に情報提供するとともに、受理した取組計画書の内容を加工用米については別紙様式第4-1号に、新規需要米については別紙様式第4-2号にそれぞれ整理の上、生産年の9月15日までに農産局長に報告する。

### 5 取組計画書の変更等

1の規定により農産局長又は地方農政局長等が受理した取組計画書の変更は、以下により行うものとする。

#### (1) 全国の作付状況等を踏まえた変更

全国の作付状況等を踏まえ、取組計画書の内容を変更する取組主体は、8月20日までに需要者団体等の同意を得た上で、取組計画書の提出先(農産局長又は地方農政局長等)に変更後の取組計画書を提出するものとする。

なお、変更後の取組計画書の提出に当たっては、第5の1の規定に準じるものとし、契約変更に係る需要者団体等との同意の証しとして、様式参考例3に定める同意書(契約書等において変更内容及び契約当事者間での合意が明らかな場合は契約書等の添付に代えることが出来る。)及び変更前の取組計画書の写しを添付の上、提出先に提出するものとする。

ただし、提出済みの取組計画書の内容を全て取消す場合には、様式参考例3に定める同意書及び取消しを行う取組計画書の写しを添付して提出するものとする。

#### (2) 販売が困難となった場合等の変更

需要者団体等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者団体等に販売することができない場合や当該需要者団体等が加工用米等を所有することができないなど真にやむを得ない事由が生じた場合には以下の手続きを行うものとする。

##### ① 販売先の変更を行う場合

取組主体(自家加工等農業者を除く。)、需要者等又は仲介事業者は、既に提出している取組計画書に記載した販売先を変更したい場合は、取組主体が

提出している変更前の取組計画書の写し及び第5の1の(2)に掲げる必要書類を添付の上、販売先変更届出書(別紙様式第5号)を全国生産出荷団体及び全国需要者団体にあつては農産局長に、その他の事業者にあつては地方農政局長等に、それぞれ販売前に提出するものとし、農産局長又は地方農政局長等は形式的な不備がないこと等を確認の上、これを受理する。

その際、需要者団体等及び仲介業者は、当該取組計画書の取組主体の確認を受けることとする。

ただし、第2の2の(1)の⑤のうち輸出に供する米穀については、緊急を要する場合等であつて、取組計画書の変更について事前に提出することが困難な場合は、事後遅滞なく提出するものとする。

なお、需要者団体又は全国需要者団体において、新たな販売先が提出済みの取組計画書に係る購入計画書に添付した組合員別の内訳に記載された組合員であるときは、第5の2の(1)に掲げる必要書類の添付を要しない。

## ② 用途変更を伴う場合

別紙3に規定する手続きを行い、事前に農林水産大臣等の承認を受けることとする。

## (3) 主食用米の不作時等の変更

主食用米において不作が生じる等により、農産局長が変更を受け付ける必要があると判断した場合には、別に定める手続きに従い、取組計画に係る需要者団体等の同意を得て、変更の届出を行うことができるものとする。

## 第6 出荷・販売契約等

### 1 出荷契約数量報告

認定方針作成者及び特認団体は、加工用米等を生産する農業者との間で別添2に定める事項を内容とする出荷に関する契約(以下「出荷契約」という。)を生産年の6月30日までに締結し、当該出荷契約を締結した農業者の氏名、住所、出荷契約数量及び生産予定面積を出荷契約等数量農業者別一覧表(別紙様式第6-1号)に取りまとめ、生産年の7月10日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。

ただし、第5の5の(1)の規定による変更を行う場合は、変更後の出荷契約等数量農業者別一覧表を8月20日までに提出するものとする。

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができるものとする。(地域流通農業者の利便性に資する場合で、かつ、地域農業再生協議会に既にその体制が整備されている場合に限り、地域農業再生協議会の合意を条件に、地域農業再生協議会から地方参事官を経由することができるものとする。)

## 2 需要者団体等との販売契約等

取組主体（自家加工等農業者を除く。）は、加工用米等を需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、以下に掲げる事項を記載した販売に関する契約（以下「加工用米等販売契約」という。）を締結する。

なお、仲介事業者が販売（販売を委託する場合を除く。）に介在する場合は、加工用米等販売契約に当該仲介事業者を含めるものとする。

- (1) 他の用途への転用の禁止に関する事項
- (2) 作柄等の影響により加工用米等の生産量に増減が生じる場合の契約数量の変更に関する事項
- (3) 違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項
- (4) 品位等検査を受検しない場合の加工用米品質基準、飼料用品質基準品、米粉用品質基準（以下「品質基準」という。）及びその具体的な確認方法に関する事項
- (5) 需要者への販売価格に関する事項

## 3 加工用米等の生産状況等の確認

地域農業再生協議会の代表者は、地方農政局長等と連携を図り、1の報告又は取組計画書を基に、加工用米等の生産農業者から提出のあった当該年産米の水稻生産実施計画書における加工用米等に係る出荷契約数量又は販売契約数量及び生産予定面積の記載内容が適当かどうか確認する。

## 第7 加工用米等の売渡し等

### 1 品位等検査等

- (1) 加工用米等の生産農業者は、品位等検査又は品質基準の確認を以下のとおり行うこととする。

- ① 品位等検査を受検する場合

原則として生産年の12月15日までにを行う（ふるい下米等、3等以上に格付けされないことが明らかである場合を除く。）。

- ② 品位等検査を受検しない場合

ア 原則として生産年の12月15日までに、品質基準を確保したことが確認できる需要者への販売伝票又は品質基準を確保した上で販売することが確認できる契約書等を保管する。

なお、契約書等を保管する場合は、生産年の翌年の10月末までに、販売したことが確認できる販売伝票等も保管する。

イ 販売伝票等に記載された品質基準を確保したことが確認できる記録簿等を作成・保管する。地方農政局長等は、保管された記録簿等について必要に応じて提出等を求めることができるとともに、立会いにより品質基準が適正に確保されているかの確認等を行うことができる。

- (2) 加工用米等の生産農業者は、(1)によるほか、共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀については、品位等検査又は品質基準の確認を以下のとおり

行うこととする。

① 品位等検査を受検する場合

原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の(2)の②及び第2の2の(2)の③の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

② 品位等検査を受検しない場合

ア 原則として生産年の12月15日までに、品質基準を確保したことが確認できる需要者への販売伝票又は品質基準を確保した上で販売することが確認できる契約書等を整理し、保管する。

なお、契約書等を保管する場合は、生産年の翌年の10月末日までに販売したことが確認できる販売伝票等も保管する。

イ 原則として生産年の12月15日までに第2の1の(2)の②及び第2の2の(2)の③の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに、販売したことが確認できる販売伝票等を整理し、保管する。

ウ 販売伝票等に記載された品質基準を確保したことが確認できる記録簿等を作成・保管する。地方農政局長等は、保管された記録簿等について必要に応じて提出等を求めることができるとともに、立会いにより品質基準が適正に確保されているかの確認等を行うことができる。

(3) 取組主体は、加工用米等を販売する際には遵守事項省令第4条第1項第1号及び第2項に基づき、その用途を表示する。

なお、第5の5の(2)の②に基づく用途の変更に係る農林水産大臣等の承認を得た場合は、当該変更申請の申請者が農林水産大臣等の承認後、販売前までに変更前の表示を抹消し、変更後の用途を表示する。

## 2 生産集出荷数量の報告

(1) 認定方針作成者、農業者及び特認団体は、当年産の作柄等の影響により加工用米等の生産量が変動した場合には、別添3に定めるところにより、当該生産量の変動に応じて加工用米等の生産農業者ごとの出荷契約数量及び販売契約数量を変更する。

(2) 認定方針作成者、農業者及び特認団体は、(1)により出荷契約数量及び販売契約数量を変更した場合は変更後の数量を、また、変更しなかった場合は当初の数量を集出荷することとし、当該数量について、加工用米等生産出荷数量一覧表(別紙様式第6-2号)に取りまとめ、原則として生産年の12月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に提出する。(実施要綱Ⅳの第2の(4)の②のイの規定に基づき「『〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表』及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」(様式第11-2号)が提出されている場合を除く。)

なお、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体に出荷を行う者にあつては、出

荷団体ごとに別葉で取りまとめるものとする。

地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができる。

## 第8 適正流通等に係る措置等

### 1 帳簿の整備及び流通状況の報告

(1) 取組主体、需要者団体等、特認団体、買取販売事業者、仲介事業者及び農業者は、加工用米等の適正流通の観点から、主食用と加工用米等を区分（新規需要米は各用途ごとに区分）して保管管理するとともに、加工用米等の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳を整備（新規需要米は各用途ごとに区分）し、管理状況を常時明確にしておくこととする。

(2) 需要者及び自家加工等農業者は、(1)に規定する加工用米等に係る台帳等の整備のほか、加工用米等の使用製品（加工用米等を原料として製造された製品をいう。以下同じ。）の出荷台帳等を整備し、管理状況を常時明確にしておくこととする。

また、年度内（4月～3月）の受払状況について受払状況報告書（別紙様式第7号）に取りまとめ、第2の2の(1)の③及び④の用途を除き、毎年4月30日までに所在地を管轄する地方農政局長等に報告する。

なお、地方農政局長等への報告に当たっては、地方参事官を経由して行うことができるものとする。

(3) 全国需要者団体及び需要者団体は、加工用米等を販売した需要者の受払状況報告書の提出状況を確認することとする。

### 2 業務委託に伴う適正流通に係る誓約書の提出

(1) 需要者団体等、買取販売事業者又は取組主体は、加工用米等の流通等に係る業務（とう精等）を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託先事業者から加工用米及び新規需要米の適正流通に関する誓約書（別紙様式第8号）の提出を受け、農産局長又は地方農政局長等に提出（需要者団体等及び買取販売事業者にあつては、取組主体を通じて提出することができる。）する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、地方参事官を経由して行うことができるものとする。

(2) 委託先事業者は、加工用米等の適正流通の観点から、主食用と加工用米等を区分（新規需要米は各用途ごとに区分）して保管管理するとともに、加工用米等の受払台帳等（新規需要米は各用途ごとに区分）を整備し、管理状況を常時明確にしておくものとする。

### 3 適正流通等に係る指導

#### (1) 農産局長及び地方農政局長等

農産局長及び地方農政局長等は、取組主体、需要者団体等、買取販売事業者、仲介事業者及び委託先事業者（以下「加工用米等関係者」という。）に対し、当

該米穀が遵守事項省令に基づく用途限定米穀として、米穀の流通に関する法令及び本要領の規定に基づき適正に流通するよう周知・指導を行う。

また、米穀の流通に関する法令又は本要領の規定に違反する行為が行われるおそれがある場合若しくは行われた場合は、農産局長及び地方農政局長等は、加工用米等関係者から必要な報告を求め、また、その報告結果等に基づき、加工用米等関係者に対して必要な指導を行うものとする。

(2) 地域農業再生協議会の長

地域農業再生協議会の長は、必要に応じ、WCS用稲の栽培マニュアル等を作成し、WCS用稲に取り組む農業者に適切な肥培管理等を指導する。

第9 報告書及び証拠書類の保管

加工用米等関係者は、別紙1の規定に基づく農産局長又は地方農政局長等への報告書等（報告の根拠となる証拠書類を含む。）について、提出を行った年度の翌年度以降5年間保管するものとする。

別表1 多収品種

品種名	あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば
-----	--

別表2 米粉用向け専用品種

品種名	亜細亜のかおり、あみちゃんまい、越のかおり、笑みたわわ、北瑞穂、こなだもん、ふくのこ、ほしのこ、ミズホチカラ
-----	--

## 別添 1

### 加工用米等の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収

別紙 1 の第 5 の 3 の (1) の地域の合理的な単収は以下により設定するものとする。

#### 1 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

(1) 都道府県農業再生協議会の長は、各市町村又は地域農業再生協議会別の客観的な水稲作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に整合した市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定し、原則として地域農業再生協議会の長に通知する。

(2) なお、都道府県農業再生協議会の長は、前年産において各市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

#### 2 農業者別の単収

(1) 地域農業再生協議会の長は、地域農業再生協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稲作付面積等を用いて、必要に応じて 1 で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知する。

(2) なお、地域農業再生協議会の長は、前年産において農業者別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を加工用米の生産予定面積の算出に用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別 10a 当たりの 1.70 mm 基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

#### 3 地方農政局等への協議

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の長は、1 及び 2 の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局長等と個別に協議するものとする。

## 別添 2

### 加工用米等の出荷契約において定める事項について

#### 1 出荷契約数量及び生産予定面積に関する事項

本要領第6の3に定める水稻生産実施計画書に記載される出荷契約数量及び生産予定面積とする。

なお、生産予定面積は、別紙1の第5の3の(1)により算出する。

#### 2 品位に関する事項

原則として、別紙1の第2の1の(1)又は別紙1の第2の2の(1)に定める米穀であって、契約当事者間で決定した品位又は品質を確保することとする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合又は契約当事者間で決定した品質が確保されないことが明らかである場合にあっては、需要者団体等と流通について合意した後、流通できる旨を記載する。

#### 3 売渡し等に関する事項

(1) 認定方針作成者は、加工用米等生産農業者から売渡しの委託を受けた加工用米等について、取組主体への再委託等ができる旨を記載する。

(2) 加工用米等生産農業者からの加工用米等の出荷期限について記載する。

(3) 加工用米等生産農業者は、品位等検査を受検しない場合にあっては、加工用米については別紙1の第2の1の(2)の①、新規需要米については別紙1の第2の2の(2)の①及び②に定める適正な品質基準を確保して出荷する旨を記載する。

#### 4 出荷契約数量の変更に関する事項

当年産の作柄等により加工用米等出荷契約数量に変更が生ずる場合における、変更後の契約数量に基づき出荷される加工用米等の取扱いについて記載する。

#### 5 違約に関する事項

加工用米等出荷契約数量を確実にその用途として出荷する旨記載すること、加工用米等出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

#### 6 新規需要米に係る適正流通に関する事項

新規需要米の出荷契約には、1から5までのほか、適正流通に関する以下の事項を契約に含めることとする。

(1) 適切な水・肥培管理を行った上で捨て作りをしないととも、定められた用途以外の用途として流通することがないよう、明確に区分して保管し、出荷すること。

(2) W C S用稲又は青刈り稲・わら専用稲に取り組む場合は、ほ場を特定して作付け、子実は収穫しないこと。

また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に供

給すること。

- (3) 実施要綱に基づき交付申請を行った用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用米・米粉用米として出荷しないこと。
- (4) 他のは場で生産された米穀を混ぜて飼料用米・米粉用米として出荷しないこと。

## 別添 3

### 加工用米等出荷契約数量及び販売契約数量の変更

別紙 1 の第 7 の 2 の (1) の変更は、次により行うものとする。

- 1 区分管理方式による出荷においては、当該ほ場からの全収穫量を変更後の加工用米等出荷契約数量及び販売契約数量とする。
- 2 一括管理方式による出荷においては、以下のいずれかの方法により、出荷必要数量を算出し、これを加工用米等出荷契約数量及び販売契約数量の変更後の数量とすることができる。

ただし、(2) 及び (3) の変更にあたっては、認定方針作成者、農業者又は特認団体が、加工用米等生産出荷数量一覧表（別紙様式第 6 - 2 号）に準じた書類を作成し、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

#### (1) 作柄変動が生じた場合の変更

出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の農林水産統計の作柄表示地帯の単収を用いて、以下の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量とする。

出荷（販売）契約数量×作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収

ただし、作柄表示地帯の単収が公表されていない場合は都道府県の単収を用いることとする。

#### (2) 加工用米等生産農業者の一括管理方式に係る主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更

出荷（販売）契約数量×当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収

（注 1）当該農業者の実単収＝当該農業者の全収穫量／全作付面積

（注 2）当該農業者の当初の単収は、別添 1 により当該農業者が地域農業再生協議会から通知を受けた単収

#### (3) 自然災害等により減収した場合の変更

出荷（販売）契約数量－加工用米等生産予定面積／全ての水稻作付面積×減収量

（注）減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量であること。

- 3 変更後の加工用米等出荷契約数量及び販売契約数量は、30kg 換算個単位に調整することができることとし、その際に生じる端数については、切り捨てにより整理する。

ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、30kg 換算個単位での調整は行わないこととする。

なお、区分管理方式の場合にあつては、30kg 換算個単位への調整後に発生した端数についても用途限定米穀として適正な販売等を行うこととする。

## 別紙2

### 加工用米等の不適正な流通に対する措置等について

#### 第1 不適正な流通等の判断等

農産局長又は地方農政局長等は、加工用米等関係者が、加工用米等について、別紙1の規定に反する行為をした場合又は米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、第2による措置を講ずる。

なお、当該措置の対象となった加工用米等関係者に加工用米等の出荷・販売・買入に関する手続の委任を行った加工用米等関係者が存する場合は、当該委任を行った加工用米等関係者に第2による措置を講ずることができる。

- 1 常習性があると判断される場合
- 2 故意又は重過失であると判断される場合
- 3 違反した者が改善策を講じる意思がないと判断される場合
- 4 その他悪質と判断される場合

#### 第2 不適正な流通等があった場合の措置

第1により措置の対象となった加工用米等関係者（以下「措置対象者」という。）が、全国生産出荷団体又は全国需要者団体にあつては農産局長、それ以外の者にあつては地方農政局長等が以下の措置を講ずる。

なお、その他認定方針の取消し、経営所得安定対策等（実施要綱Iに定める経営所得安定対策等をいう。）に係る交付金の返還、政府所有米穀の買受資格の停止又は取消し、国内産米穀の買入りに係る一般競争契約参加資格の停止及び国内産米穀の買入契約に基づく契約解除又は違約に係る措置については、それぞれの法令、通知又は契約に基づいて必要な措置等が講じられることとなる。

- 1 措置対象者が、加工用米等の取組主体（当該取組主体と出荷契約を締結している都道府県出荷団体、認定方針作成者又は農業者を含む。）の場合は、当該措置対象者の未出荷分（自ら加工又は使用する場合は未使用分）について、取組計画書に基づいた適正な流通を指導することとする。
- 2 措置対象者が1以外の場合は、当該措置対象者が所有する加工用米等について、取組計画に基づき使用等を行うよう指導することとする。
- 3 当該事案に係る1又は2の措置が講じられた最初の日を起算日として1年を超えない範囲で定める日までの間、当該措置対象者について、加工用米等の契約当事者となること又は使用等を行うことを認めないこととする。
- 4 当該措置対象者の名称、住所及び違反事実を公表する。ただし、違反の内容が軽微なもの又は他の法令等に基づき名称及び違反事実が既に公表されている場合は、この限りでない。

## 別紙3

### 用途限定米穀の用途外使用の承認について

#### 第1 申請者

本申請は、取組主体である農業者及び米穀の出荷販売事業者（出荷販売事業者から用途限定米穀を購入した者等であっても出荷又は販売の事業を行う者を含む。以下「用途外使用申請者」という。）が申請できることとする。

#### 第2 用途外使用申請書等の提出

1 用途外使用申請者は、自ら所有する用途限定米穀について、その限定されている用途と異なる用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する必要が生じた場合に、遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用に係る農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあつては、当該地方農政局の長。以下「農林水産大臣等」という。）の承認を受けようとするときは、用途限定米穀の用途外使用承認申請書（別紙様式第9-1号、別紙様式第9-2、別紙様式第9-3号又は別紙様式第9-4号）及び用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書（別紙様式9-5号）（以下「用途外使用申請書等」という。）を作成し、当該米穀が申請に係る変更後の用途に供される予定であることが明らかとなる書類を添付し、農林水産大臣等に提出する。

ただし、第3の3の規定による用途外使用の申請に当たっては、用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書（別紙様式9-5号）の添付を省略することができることとする。

2 1のうち農林水産大臣への提出に当たっては、用途外使用申請者は、住所地を管轄する地方農政局長等を通じて行うこととする。なお、提出に当たっては、地方参事官を通じて行うことができる。

また、1のうち地方農政局長等への提出に当たっては、用途外使用申請者は、地方参事官を通じて行うことができる。

3 用途外使用申請者が、承認を受けた後に当該米穀を出荷し、又は販売することを予定している場合は、当該出荷又は販売の相手方と連名で用途外使用申請書等を提出する。（第3の2に係る申請の場合を除く。）

#### 第3 審査及び承認

農林水産大臣等は、第2により提出された用途外使用申請書等について、その内容を速やかに審査し、それぞれ以下の基準を全て満たす場合には、用途外使用を承認する。

1 用途限定米穀の用途を変更する場合（2及び3の場合を除く。）

(1) 販売困難・需要者ニーズを理由とする用途変更の場合（別紙様式第9－1号による申請）

- ① 需要者側の事情の変化等により取組計画作成時の販売契約に従った販売ができず、かつ、当該用途の他の事業者の販売することが困難である場合又は需要者ニーズに対応するため高アミロースの飼料用を米粉用として販売する場合等、真に用途外使用が必要であること。（需要者ニーズへの対応のための用途変更の場合には、本来の販売先である需要者が了承していること。）
- ② 申請に係る変更後の用途が、主食用でないこと。
- ③ 水田活用直接支払交付金（実施要綱Ⅳの第2に規定する水田活用直接支払交付金をいう。）の交付対象米穀を同交付金の交付対象米穀の他の用途に変更する場合にあっては、変更後の用途に係る水田活用の直接支払交付金（実施要綱Ⅳの第2の1に規定する水田活用の直接支払交付金をいう。）の交付単価（飼料用米は多収品種の標準単収値による交付単価、米粉用米は標準単収値による交付単価、新市場開拓用は実施要綱別紙13の2に規定する作付けに係る追加配分単価。以下変更前の用途に係る同交付金の交付単価について同じ。）が、変更前の用途に係る同交付金の交付単価以上であること（したがって、米粉用米及び飼料用米は、加工用に供する目的で出荷し、又は販売するために承認を受けることはできない。）。
- ④ 用途外使用申請書等の記載に虚偽がないこと。
- ⑤ 用途外使用申請者が、申請の日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反する行為が確認されていないこと。

(2) 低品位米の用途変更の場合（別紙様式第9－2号の申請）

- ① 用途外使用申請者が(1)の②から⑤の審査基準を全て満たすほか、とう精、調製及び変形加工等を行う場合にあっては、当該作業の委託先事業者において申請の日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反する行為が確認されていないこと。
- ② ①の委託先事業者が用途外使用申請者との契約に基づき、別紙1の第8の2の(1)に規定する誓約書を申請の日の属する年度内に農産局長又は地方農政局長等に提出していること。

2 輸出用を需要者ニーズにより主食用と交換する場合（別紙様式第9－3号による申請）

(1) 用途外使用申請者が保有している輸出用米（別紙1の第2の2の(1)の⑤のうち輸出用として用途が限定されている米穀。以下同じ。）では、輸出先のニーズに対応できないことを理由として、用途外使用申請者が当該輸出用米と同等かつ同量以上（当該輸出用米の年産以降であること及び等級が同等以上）の主食用米を、当該輸出用米に代替して確実に輸出（輸出代行業者との契約により輸出する場合を含む。）すること。

- (2) 用途外使用申請書等の記載に虚偽がないこと。
  - (3) 用途外使用申請者が、申請の日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び本要領の規定に違反する行為が確認されていないこと。
- 3 取組計画書の変更に伴う用途変更の場合（別紙様式第9－4号による申請）
- (1) 本要領第4の1に規定する用途限定米穀となっていること。
  - (2) 用途外使用申請書等の記載に虚偽がないこと。
  - (3) 用途外使用申請者が、申請の日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反する行為が確認されていないこと。

#### 第4 審査結果の通知

農林水産大臣等は、第3の審査の結果、承認する場合は用途限定米穀の用途外使用に係る承認通知書（別紙様式11－1号）、不承認とする場合は用途限定米穀の用途外使用に係る不承認通知書（別紙様式11－2号）により、速やかに、申請者に通知する。

また、第2の3に規定により、出荷又は販売の相手方との連名による申請の場合は、当該相手方を管轄する農林水産大臣等に対し当該審査の結果を通知する。

#### 第5 報告徴収等

- 1 用途外使用申請者は、用途外使用の申請時に既に提出している場合を除き、申請が承認された後、速やかに、当該米穀が新たな用途に供される目的で出荷され、又は販売されたことが明らかとなる書類（例えば、当該米穀の販売契約書等）を農林水産大臣等に提出する。また、第3の2に係る申請が承認されている場合は、用途外使用の承認を受けた米穀と同等かつ同量以上の主食用米が、当該承認に係る米穀に代替して輸出されたことが明らかとなる書類を農林水産大臣等に提出する。

なお、上記書類の提出については、第2の2の規定を準用する。

- 2 農林水産大臣等は、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。この場合においては、用途限定米穀の用途外使用に係る承認取消通知書（別紙様式11－3号）により、速やかに申請者に通知する。
- (1) 用途外使用申請書等の記載に虚偽があった場合（申請書の記の4の変更（予定）数量が減少した場合及び同記の5の用途変更後の月別使用計画の時期変更を除く。）
  - (2) 用途外使用申請者が、用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書に違反する行為を行った場合
  - (3) 用途外使用申請者が、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反する行為が確認された場合

(4) その他農林水産大臣等が、用途外使用申請者又はその出荷若しくは販売の相手方の状況からみて用途限定米穀の適正流通が確保できないと判断した場合

## 別紙4

### 用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認について

#### 第1 申請者

本申請は、出荷販売事業者又は買取販売事業者（当該出荷販売事業者から販売された用途限定米穀を実需者（当該用途限定米穀をその用途に確実に供すると認められる事業者をいう。以下同じ。）に販売しようとする事業者をいう。以下「買取販売申請者」という。）が申請できることとする。

#### 第2 販売承認申請書等の提出

買取販売申請者は、遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を受けようとするときは、買取販売承認申請書（別紙様式第10-1号。以下「買取販売申請書」という。）及び用途限定米穀の買取販売に関する誓約書（別紙様式第10-2号。以下「買取販売誓約書等」という。）を作成し、当該申請に係る用途限定米穀が買取販売事業者を通じて確実に実需者等に販売される予定であることが明らかとなる書類等を添付し、農林水産大臣等に提出する。これを変更する場合も同様とする。

#### 第3 審査及び承認

農林水産大臣等は、第2により提出された買取販売申請書等について、その内容を速やかに審査し、以下の基準を全て満たす場合には、遵守事項省令第4条第1項第2号ただし書の承認を行う。

- 1 出荷販売事業者が買取販売事業者に販売する用途限定米穀の数量の合計値が、買取販売事業者が実需者等に販売する用途限定米穀の数量（当該用途限定米穀が輸出用である場合は、輸出計画書に記載されている数量）の合計値と同一又はそれ未満であること。
- 2 買取販売申請書等の記載に虚偽がないこと。
- 3 申請に係る出荷販売事業者及び買取販売事業者において、申請の日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令の規定に違反する行為が確認されていないこと。

#### 第4 審査結果の通知

農林水産大臣等は、第3の審査の結果、承認する場合は、用途限定米穀の買取販売に係る承認通知書（別紙様式第11-1号）、不承認とする場合は、用途限定米穀の買取販売に係る不承認通知書（別紙様式第11-2号）により、速やかに、申請者に通知する。

上記による通知を受けた買取販売申請者は、当該通知の内容を、当該通知に係る

全ての出荷販売事業者及び買取販売事業者に対し、速やかに通知する。

#### 第5 承認の取消し

農林水産大臣等は、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。この場合においては、用途限定米穀の買取販売に係る承認取消通知書（別紙様式第11-3号）により、速やかに申請者に通知する。

- 1 買取販売申請書等の記載に虚偽があることが判明した場合
- 2 申請に係る出荷販売事業者又は買取販売事業者が誓約書に違反する行為を行った場合
- 3 申請に係る出荷販売事業者又は買取販売事業者が、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反する行為が確認された場合
- 4 その他農林水産大臣等が、用途限定米穀の適正流通の確保のために特に必要があると認める場合

農林水産省農産局長  
都道府県農業再生協議会の代表者

殿

地方農政局長

〇年産米等の作付計画等の報告（〇年〇月〇時点）

1 都道府県の生産動向（見込み）

県拠点

(1) 水稲の用途別作付予定面積

単位：ha

	全水稲 ①	加工用米 ②	新規需要米（※1）							③	備蓄米 ④	主食用米 ⑤ ①-②-③-④
			米粉用米	飼料用米	WCS	飼料作物	新市場開拓用	（その他）				
前年産A (ha)												
当年産B (ha)												
差 (B-A) (ha)												

※1： 新規需要米の「（その他）」は、平成29年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等（飼料作物除く）の面積を記入する。

(注) 当該年産最終の報告に当たっては、全水稲及び主食用米は統計公表の当該年産の作付面積と、また、加工用米及び新規需要米は当該年産の認定面積と一致すること。

(2) 水稲の用途別生産予定数量

(加工用米、新規需要米及び備蓄米は作付予定面積に各地域で設定した単収を、主食用米は各都道府県の年平均収量を乗じて算出)

単位：トン

	全水稲 （※1） ①	加工用米 （※2） ②	新規需要米（※2）							③	備蓄米 （※2） ④	主食用米 （※3）⑤
			米粉用米	飼料用米	WCS（※1）	飼料作物	新市場開拓用	（その他）				
前年産A (t)												
当年産B (t)												
差 (B-A) (t)												

※1 前年産全水稲は作付面積に当該県の前年産年平均単収を乗じて算出すること。（そのため、WCSを玄米換算した数量が含まれる。）

※2 前年産の加工用米、新規需要米及び備蓄米については認定（契約）数量を記入すること。（公表値）

※3 前年産主食用米生産量は実績値を記入すること。そのため、面積で深掘りしても数量で過剰となっている場合がある。

※4 当年産は、地域別の推計面積に地域別の当年産基準単収を乗じて算出したものを合計して記入すること。

(3) 戦略作物等の作付予定面積

単位：ha

	戦略作物等										
	⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬
	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹	二毛作	基幹
前年産A (ha)											
当年産B (ha)											
差 (B-A) (ha)											
	高収益作物				畑地化		計 (⑧~ ⑬)				
	⑭		⑮		⑯		⑰				
	基幹	基幹	基幹	基幹	高収益作物	その他作物	基幹のみ				
前年産A (ha)											
当年産B (ha)											
差 (B-A) (ha)											

2 関係機関の動きを踏まえた品目・用途毎の作付動向

(主食用米)
(飼料用米)
(その他の新規需要米)
(加工用米)
(備蓄米)
(戦略作物等)
(その他特記事項)

※必要に応じ報告事項を追加することができるものとする。



（ 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 ） 殿

農業者  
住所：  
氏名：  
電話番号：  
(Email)

### 区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第4の2に基づき、下記のとおり提出します。

#### 記

#### 【誓約事項】

加工用米及び新規需要米の生産並びに乾燥及び調製において主食用と明確に区分するとともに、以下について誓約します。

- ① 1の区分管理の手法等により、2に掲げるほ場の全収穫量を加工用米等として出荷することとし、他のほ場で生産された米穀が混入しないよう出荷すること
- ② 2に掲げるほ場の単収が他のほ場の単収に比べて大きく差が生じる等、全収穫量に疑義が生じた場合には、地方農政局長等の調査に協力すること
- ③ 加工用米等の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ④ 1の手法による区分管理が適切に行われていないことが確認された場合又は全収穫量について証拠書類等をもって妥当性のある説明ができない場合には、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の規定による措置が行われるほか、その他不利益を被ることになっても異存がないこと

#### 1 区分管理の手法等（栽培管理の違いや区分管理の方法等を具体的に記載すること。）

<input type="checkbox"/>	多収品種又はコメ粉専用品種を作付ける。（品種名：_____）
<input type="checkbox"/>	多収品種又はコメ粉専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。（品種名：_____）
<input type="checkbox"/>	主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用の生産と差異をつける。
<input type="checkbox"/>	1 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
<input type="checkbox"/>	2 省力化栽培（3以外）を行う。（具体的内容：_____）
<input type="checkbox"/>	3 生産性ないし収穫量が低いほ場で取り組む。
<input type="checkbox"/>	4 その他（具体的内容：_____）

※ 該当する項目にチェックを付すこと。

#### 2 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

用途 ※1	所在・地番	品種名 ※2	面積（㎡）	備考

※1： 加工用米については「加工用」、新規需要米については「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」、「稲発行粗飼料用稲（WCS用稲）」及び「青刈り稲・わら専用稲」を記入すること。

※2： 所在・地番ごとのほ場に作付ける品種名を具体的に記入すること。なお、主食用として作付ける品種と同じ品種の場合は、備考欄に「主食用品種と同じ」と記入すること。

（注） 2については、経営所得安定対策等実施要綱に定める営農計画書の写しの添付又は営農計画書の電子媒体での提出に代えることが出来ることとする。



※5： 取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入すること。

3 適正流通の確保に向けた措置

(具体的な措置内容を記載)

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体は省略できる。

【添付書類】

- 1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体の場合は、団体間集荷計画書（別紙様式第3-4号）
- 2 需要者団体等及び農業者が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書（別紙様式第3-5号）
- 3 取組計画書提出に係るチェックシート（別紙様式第3-6号）
- 4 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 以下に掲げる販売契約等の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

- 1 販売契約書
- 2 買取販売事業者の販売を行う場合にあつては買取販売承認通知書（別紙様式第11-1号）及び契約書
- 3 自家加工農業者にあつては加工用米等自家加工等販売計画書（別紙様式第3-2号）



年 月 日

殿

需要者団体等  
住 所  
氏 名

○年産加工用米等購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画(見込)

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	
				態様別数量(実kg)
計				

(注1):種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。

(注2):態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。

(注3):用途は、加工用米に限り、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載

(注4):構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画(見込)」に準じて組合員別の内訳を添付すること。

(注5):購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。

(注6):販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

## 加工用米等団体間集荷計画書

( 全国生産出荷団体  
 都道府県生産出荷団体  
 住 所  
 氏 名 )

加工用米     新規需要米

都道府県	認定方針作成者名 ※1	用途 ※2	種類 ※3	生産予定数量 (玄米kg、ロール数等)	生産予定面積 (㎡)
計 ※4					

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 新規需要米の場合には、飼料用、米粉用、稲発酵粗飼料用（WCS用稲）、青刈り稲用又は新市場開拓用のいずれかを記入し、各用途を別葉とすること。
- ※3 加工用米はうるち米又はもち米のいずれか、新規需要米はうるち米、もち米又は醸造用米（輸出用日本酒の原料に限る。）のいずれかを記入すること。
- ※4 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

農林水産省農産局長  
 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長

） 殿

### 加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第5の2の2に規定する適格者の要件を満たし、かつ、流通等に係る誓約事項を遵守することを誓約します。

#### 【加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件】

- ① 生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び推進要領の規定に違反していないこと
- ② 推進要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること
- ③ 推進要領別紙1の第8の1の（2）の規定に基づき、加工用米及び新規需要米の販売先の需要者が受払状況報告書を適切に報告したことを確認していること

#### 【流通等に係る誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米をその定められた用途に確実に流通又は使用すること
- ② 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、推進要領別紙1の第8の1の規定に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ③ 推進要領別紙1に基づく報告等を適切に実施すること
- ④ 誓約事項を遵守していることを確認するため、農産局長及び地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ⑤ 加工用米及び新規需要米の適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑥ 届出内容の虚偽又は誓約事項に反する行為が確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等による指導等への対応により不利益又は損害が生じた場合にも異論がないこと
- ⑦ 加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件を満たさない需要者に対して販売を行わないこと
- ⑧ 適切な水・肥培管理を行った上で捨て作りをしないとともに、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分して保管し、出荷すること
- ⑨ 稲発酵粗飼料（WCS用稲）又は青刈り稲・わら専用稲に取り組む場合は、ほ場を特定して作付け、子実を収穫しないこと  
また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に引き渡すこと
- ⑩ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付申請を行った用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと
- ⑪ 他のほ場で生産された米穀を混ぜて飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと

（ 取組主体  
 需要者団体等  
 仲介事業者  
 住所  
 氏名

---

(注1) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2を保管すること。  
 (注2) 流通等に係る適格者の要件欄の③及び流通等に係る誓約事項の⑦については、全国需要者団体及び需要者団体のみ記載すること。  
 (注3) 流通等に係る誓約事項のうち⑧から⑪については、取組主体が農業者であり、かつ、別紙1の第2の2に規定する新規需要米の生産を行う場合にのみ記載すること。









3 出荷方式別、品種別面積（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	出荷方式別面積				品種別面積															
	飼料用米		米粉用米		飼料用米		米粉用米													
	一括管理	区分管理	一括管理	区分管理	多収品種 (特認除く)	多収品種 (特認)	一般品種	計												
合計																				

(注1) 1の面積と整合すること。

(注2) 米粉用米の整理に当たっては、専用品種に該当しない多収品種は「一般品種」欄に計上すること。

4 届出件数（地域流通農業者分のみ）

都道府県	飼料用米	米粉用米	新市場開拓用米		WCS用稲	青刈り稲・わら専用稲	その他
			輸出用	輸出用以外			
合計							

5 取組農業者数（地域流通農業者分及び全国生産出荷団体分）

都道府県	飼料用米	米粉用米	新市場開拓用米		WCS用稲	青刈り稲・わら専用稲	その他
			輸出用	輸出用以外			
合計							

(注) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。



地域農業再生協議会の代表者  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長 )

殿

( 認定方針作成者  
 特認団体  
 住 所  
 氏 名  
 電 話 )

○年産加工用米等出荷契約等数量農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の1の規定に基づき、下記のとおり加工用米等の出荷契約者一覧を提出します。

記

(地域農業再生協議会名： )  
 (出荷団体名： )

1 用途等

加工用米  
 新規需要米  
飼料用 米粉用 新市場開拓用 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 青刈り稲・わら専用稲  
輸出用 ※ 飼料用に限る  
その他 ( )

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を( )に記載すること。

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

2 出荷契約者

農業者名等		農業者 コード ※1	種類 ※2、※3	品種名 ※4	出荷契約数量 (玄米kg、 ロール数等)	単収 (kg/10a)	面積 (㎡) ※5	管理 方式 ※6	態様 ※7
住 所	氏名又は名称								
計									

※1： 経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入する。

※2： 加工用米はうるち米・もち米別に、新規需要米はうるち米、もち米、醸造用米（輸出用日本酒の原料に限る。）別に記入すること。

※3： 同一農業者が、複数の種類で出荷契約を締結している場合は、それぞれ別行に分けて記入すること。

※4： 多収品種又は米粉専用品種の場合は具体的な品種名を記入し、その他の場合は品種名又は「その他」と記入する。

※5： 区分管理方式の場合は区分管理計画書に記載した品種ごとの面積と一致すること。

※6： 区分管理方式による出荷の場合は「区分」と、一括管理方式による出荷の場合は「一括」と記入すること。

※7： 取組計画の需要者等に引き渡す際の態様と一致すること。

(注1) 用途等ごとに別葉で作成すること。

(注2) 報告に当たっては、原則として電子ファイルで提出すること。

(注3) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注4) 全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。

地域農業再生協議会の代表者  
 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖繩総合事務局長

殿

認定方針作成者、農業者及び特認団体  
 住所  
 氏名  
 電話

年 月 日

○年産加工用米等生産出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(地域農業再生協議会名: )  
 (出荷団体名: )

1. 用途等

加工用米  
 新規需要米  
 飼料用  米粉用  新市場開拓用  稲発酵粗飼料用稲 (WCS用稲)  青刈り稲・わら専用稲  
 ※ 飼料用に限る  
 輸出用  
 その他 ( )

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を ( ) に記載すること。  
 (注2) 用途ごとに別業で作成すること。

2. 出荷契約者

農業者名等 氏名又は コード は名称	種類	品種	当初出 荷契約 等数量	単収	生産 面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2		変更後出荷 契約等数量 (玄米kg) ※3	出荷(売 渡)数量 (玄米kg) ※4	調整理由 (⑧との差 が生じてい る理由)	WCSの ロールサ イズ等	稲わらの 利用状況
						A: 作柄変動 が生じた場合 補正率 ④	B: 自然災害に よる減収 全この水稲 作付面積 (㎡) ⑤					
※1	※1	※1	①	(kg/10a) ②	(㎡) ③	※1	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦	(玄米kg) ⑧		※5	※6
計												

(※1) 加工用米等出荷契約等数量農業者別一覧表(別紙様式第6-1号)と整合すること。  
 (※2) 出荷契約数量等を変更する場合は、A～Cのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、作柄変動が生じた場合の補正率(作柄表示地帯の単収/作柄表示地帯の平年単収)を記入し、全収量が把握できた場合の変更又は自然災害等による減収した場合の変更又は自然災害等による減収した場合は、全収量と減収量が確認できる書類を添付すること。  
 (※3) 変更を行わない場合は①を、Aを選択した場合は①×④と①の間の任意の数値を、Bを選択した場合は①-③/⑤×⑥を、Cを選択した場合は⑦を記入すること。また、全収量が把握できた場合の変更を行なった場合においては変更後の数量を記入すること。  
 (※4) ⑥の変更後出荷契約数量のうち適用品位に相当する数量を記入すること。なお、1.7mmふるい下の数量や30kg換算を行う場合の切り捨て数量等、⑧の数量との差が生じている理由等を「調整理由」欄に記載すること。(例:ふるい下米〇kgを飼料用に販売、30kg調整により〇kgを飼料用に販売)  
 (※5) WCS用稲に取組んだ場合、生産・出荷したWCSのロールの大きさ、重量を記入する。(例:直径〇cm×厚さ〇〇cm、1ロール当たり〇〇kg)  
 (※6) ①畜産利用(自家利用以外)、②畜産利用(自家利用)、③すき込み、④その他のいずれかを番号で記入する。  
 (注1) 認定方針作成者については、報告に当たり、電子ファイルも提出すること。  
 (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。  
 (注3) 全国生産出荷団体及び都道府県出荷団体への出荷を行わない場合は、「出荷団体名」欄は空欄とする。



3 加工用米等使用製品の製造及び出荷の状況

用途	製品名	単位 (a) ※1	製品製造状況 ( (a) の単位で記入)		製品出荷数量 ( (a) の単位で 記入) (d)	翌年度への 繰越量 ( (a) の 単位で記入) (b+c-d)
			前年度から の繰越量 (b)	当年度の製造量 (c) 加工用米等の 使用数量 (実kg) ※2		

※1: 「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。

※2: 使用した加工用米等の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

(注) 飼料用等の加工して製品を製造せず、直接使用する場合には、当該欄の報告を省略することができる。

4 米穀粉等（新規需要米の場合は米粉用）の販売先別明細

（単位：実kg）

販売先	住 所	使 途 ※1	前年度 製品出荷数量	当年度 製品出荷数量
計				

※1： 加工用米については米穀粉用、玄米粉用、菓子用等について、新規需要米の場合は米粉用について、各用途ごとに記入すること。

（注1） 加工用米については米穀粉、玄米粉、菓子原料等、新規需要米については米粉用、それぞれ粉体で販売する販売先を報告すること。ただし、報告対象の年度内に新規需要米の米粉用の在庫及び購入がない場合は加工用米に係る当該欄の記載を省略することができる。

（注2） 販売先は、年間、10トン以上の販売実績がある需要者の記入は必須とし、10トン未満の販売先については一括して記入しても良い。

農林水産省農産局長  
地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

加工用米及び新規需要米の適正流通に関する誓約書（業務委託契約分）

私は、（加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等）〇〇との業務委託契約（業務内容を記載）に基づき、加工用米及び新規需要米の適正な流通を確保し、以下について誓約します。

【誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第8の2の（2）に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ② 業務委託により取り扱う加工用米及び新規需要米について、定められた用途以外へ転用又は転売しないこと
- ③ この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ④ 加工用米及び新規需要米の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑤ この誓約書に反したことが確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、その他の不利益を被ることになっても異存がないこと

委託先事業者

住所

氏名

（注）需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2を保管すること。

用途限定米穀の用途外使用承認申請書  
(販売困難・需要者ニーズを理由とする用途変更の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる  
事務所並びに販売所、事業所及び倉  
庫が一の地方農政局の管轄区域内の  
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）  
住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（承認後の販売の相手方）  
住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途  
(出荷販売事業者から用途限定米穀を購入した者等が申請する場合は、当該米穀の購入先等も記載すること。)
- 2 新たな用途
- 3 用途外使用の理由  
(当該米穀の品位や当初の用途に使用できない理由又は需要者ニーズ等について具体的に記入するとともに、これを裏付ける詳細な資料を添付すること。)
- 4 用途外使用数量
- 5 用途変更後の月別使用計画  
(計画の期間は、最長で1年以内とする。)

注1：需要者ニーズを理由とする場合であって、かつ、用途間での交換を行う場合は、以下について記載すること。

- ① 交換する米穀の当初の販売先である需要者を申請者に加えて記載
- ② 1（定められた当初の用途）及び2（新たな用途）にそれぞれの用途とその販売先となる事業者名を記載
- ③ 4（用途外使用数量）に交換する用途ごとの数量及び販売時の品位について記載

注2：用途外使用に伴い、調整又はとう精等を行うことにより低品位米が発生する場合には、別紙様式第9－2号を併せて申請すること。（同一年度内に既に提出されている場合を除く。）

用途限定米穀の用途外使用承認申請書  
(低品位米の用途変更の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿  
申請者（出荷販売事業者）の主たる  
事務所並びに販売所、事業所及び倉  
庫が一の地方農政局の管轄区域内の  
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）  
住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（要領第 2 の 3 の出荷又は販売の相手方）  
住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）第 2 条ただし書の規定に規定する用途限定米穀の用途外使用について、とう精、調製及び変形加工等により発生する低品位米に係る用途外使用を下記のとおり申請します。

記

1 定められた当初の用途

2 新たな用途

用途限定米穀の用途外使用承認申請書  
(輸出用を需要者ニーズにより主食用と交換する場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿  
申請者（出荷販売事業者）の主たる  
事務所並びに販売所、事業所及び倉  
庫が一の地方農政局の管轄区域内の  
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）  
住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途 輸出用
- 2 新たな用途 主食用
- 3 用途外使用の理由
- 4 用途外使用（予定）の数量
- 5 用途限定米穀等の概要

	用途限定米穀（輸出用米）	代替して輸出する主食用米
産 地		
年 産		
等 級		
数 量		

- 注1) 代替して輸出する主食用米の年産が、用途限定米穀（輸出用米）の年産以降であること及び等級が同等以上であることを記載すること。  
 注2) 代替して輸出する主食用米に係る販売契約書の写し又は輸出計画書（数量、輸出先国、輸出代行業者名、輸出時期（最長で1年以内）等を含む）を添付すること。  
 注3) 用途限定米穀に係る受払台帳等、農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める書類を添付すること。

用途限定米穀の用途外使用承認申請書  
(取組計画の変更に伴う用途変更の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿  
申請者（出荷販売事業者）の主たる  
事務所並びに販売所、事業所及び倉  
庫が一の地方農政局の管轄区域内の  
みにある場合は、当該地方農政局長

申請者（出荷販売事業者）  
住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号）第 2 条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 定められた当初の用途
- 2 新たな用途
- 3 用途外使用数量

変更前契約数量 ※ 1	変更後契約数量 ※ 2	用途外使用数量 ※ 3	備考

- ※ 1 : 6 月 30 日までに提出した加工用米等取組計画書に記載した契約数量を記入すること。
- ※ 2 : 8 月 20 日までに提出した変更後の加工用米等取組計画書に記載した契約数量を記入すること。
- ※ 3 : 加工用米等取組計画書の変更時点で需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領第 4 の 2 の規定により用途限定米穀となっている米穀であって、かつ、用途外使用の申請が必要な数量を記載すること。

注) 区分管理方式を選択している場合にあつては、「用途外使用数量」欄に記載した数量に係る区分管理計画書の変更箇所がわかる資料を添付すること。

用途限定米穀の用途外使用に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（出荷販売事業者）の主たる  
事務所並びに販売所、事業所及び倉  
庫が一の地方農政局の管轄区域内の  
みにある場合は、当該地方農政局長

用途限定米穀の用途外使用の申請に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 用途外使用の承認を受けた米穀の使用・出荷販売に当たっては、すべて承認された用途で行うこと。
- 2 申請の日からさかのぼって1年間に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為を行っていないこと。
- 3 用途外使用の承認を受けた米穀については、引き続き、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の用途限定米穀の取扱いその他の関係法令に定められた適正な取扱いをすること。
- 4 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省の職員による検査に協力すること。
- 5 輸出用として用途が限定されている米穀を主食用に用途変更する場合に当たっては、当該米穀に代替して輸出する主食用米を申請の日から1年以内に輸出すること。
- 6 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

申請者（出荷販売事業者）

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

申請者（要領第2の3の出荷又は販売の相手方）

住 所

商号、名称及び

代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

注）当該米穀の出荷又は販売に際して仲介業者を含めた契約を行う場合は、当該事業者も含めた誓約書を作成すること。

用途限定米穀の買取販売承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名 (個人の場合は、氏名)

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令 (平成21年農林水産省令第63号) 第4条第1項第2号ただし書に規定する用途限定米穀の販売について、下記のとおり申請します。

記

1 申請に係る用途限定米穀の用途

2 買取販売事業者の名称及び住所

買取販売事業者名	住 所

3 出荷販売事業者が買取販売事業者に販売する数量

合計 \_\_\_\_\_ kg

(出荷販売事業者別内訳)

出荷販売事業者名	住 所	数量 (玄米kg)

注： 出荷販売事業者と買取販売事業者の間の販売契約書の写し等、出荷販売事業者が買取販売業者に上記に記載した数量の用途限定米穀を販売する予定であることが明らかとなる書類を添付すること。

- 4 買取販売事業者が実需者に販売する数量（輸出用として用途が限定されている米穀（以下「輸出用米」という。）にあっては、買取販売事業者が作成する輸出計画書に記載された数量）

合計 \_\_\_\_\_ kg

(実需者別内訳)

実需者名	住 所	数量 (玄米kg)

注1： 買取販売事業者と実需者の間の販売契約書の写し等、買取販売事業者が実需者に上記に記載した数量の用途限定米穀を販売する予定であることが明らかとなる書類を添付すること。

ただし、輸出用米の場合であって、買取販売事業者と実需者（輸出代行業者）との間で基本取引契約（両者の間において、売買に関する取引を継続的に行うため、その取引に共通する基本的な事項を定める契約であって、かつ、買取販売事業者から引渡しを受けた輸出用米を確実に輸出することが明記されたものに限る。）を締結している場合にあっては、当該基本取引契約書の写しで足りる。この場合は、実需者（輸出代行業者）別内訳の数量については、「未定」と記載すること。

注2： 注1のただし書の基本取引契約書の写しを添付する場合は、買取販売事業者が作成する輸出計画書（輸出国、実需者（輸出代行業者）、輸出数量等を含む。）を併せて添付すること。

用途限定米穀の買取販売に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

用途限定米穀の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

記

- 1 出荷販売事業者から買取販売事業者への用途限定米穀の販売は、本承認に従って、出荷販売事業者と買取販売事業者の間の販売契約に基づき、契約数量（作況等により契約数量が変更された場合は、変更後の数量）の全量について行うこと。
- 2 買取販売事業者から実需者への用途限定米穀の販売は、本承認に従って、買取販売事業者と実需者の間の販売契約に基づき、契約数量（作況等により契約数量が変更された場合は、変更後の数量）の全量について本承認に係る用途で本承認に係る実需者に対し行うこと。
- 3 本誓約書を遵守していることを確認するために行われる農林水産省又は都道府県の職員による検査に協力すること。
- 4 本誓約書に違反する行為を行った場合は、違反者の名称や違反した事実が公表されるとともに、本承認が取り消されることに異存がないこと。

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

注：出荷販売事業者が誓約書を提出する場合にあっては、買取販売事業者の署名を添えるものとする。

用途限定米穀の（用途外使用、買取販売）に係る承認通知書

番 号  
年 月 日

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣  
（地方農政局長）

年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の（用途外使用、買取販売事業者への販売）については、承認します。

（注）承認申請の内容に応じて、件名について「用途外使用」又は「買取販売」、本文について「用途外使用」又は「買取事業者への販売」のいずれかとする。

用途限定米穀の（用途外使用、買取販売）に係る不承認通知書

番 号  
年 月 日

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣  
（地方農政局長）

年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の（用途外使用、買取販売事業者への販売）については、下記の理由により、承認しないこととします。

記

（不承認の理由）

（注）承認申請の内容に応じて、件名について「用途外使用」又は「買取販売」、本文について「用途外使用」又は「買取事業者への販売」のいずれかとする。

用途限定米穀の（用途外使用、買取販売）に係る承認取消通知書

番 号  
年 月 日

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

農林水産大臣  
（地方農政局長）

年 月 日付けで承認申請のあった用途限定米穀の（用途外使用、買取販売事業者への販売）の承認については、下記の理由により、取り消します。

記

（取消しの理由）

（注）承認申請の内容に応じて、件名について「用途外使用」又は「買取販売」、本文について「用途外使用」又は「買取事業者への販売」のいずれかとする。

農林水産省農産局長 殿  
 地域農業再生協議会の代表者 殿

売渡人  
 住 所  
 氏 名  
 電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書  
 ( ○ 年産 )

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の(2)の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：○内米買契第○○号

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (㎡)	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

- (注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
- (注2) 引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。
- (注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
- (注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。
- (注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省農産局長  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長 ) 殿

売渡人 所 名  
 住 氏 電  
 氏 名 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(〇年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：〇内買契第 号

地域農業再生協議会	種類	当初引渡 予定数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ② ※1	生産 面積 (㎡) ③ ※1	出荷 契約 数量 (玄米kg) ④	引渡数量の変更 ※2		変更後引渡 数量 (玄米kg) ⑦ ※3	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 引渡数量 (玄米kg) ⑧ ※4	引渡数量 (玄米kg) ⑨
						A: 県別地帯別作 柄概況により数量 変更を行った場 合 補正率 ⑤	B: 自然災害等により減収 全ての水稻 作付面積 (㎡) ⑥			
	計									

(※1) 別紙様式第12-1号の地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(〇年産)と整合すること。  
 (※2) 出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。  
 (※3) 変更を行わない場合は③を、Aを選択した場合は③×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は③-②/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。  
 (※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できるとする。  
 (注1) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)  
 (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者)〇〇(以下「甲」という。)と(需要者等)〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する〇年産の新規需要米(〇〇用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、〇年産の新規需要米〇〇トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、〇年〇月〇日までに引き渡すものとする。

種類: うるち米 もち米 醸造用  
品位: 〇〇以上の品位 定めない  
引渡時の態様: 玄米 精米 もみ その他( )  
販売契約数量: 実kg  
販売価格: 円/kg

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、〇〇用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
- ② 水分含有率が16.0%以下であること

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

4 その他

気象等の影響により、本契約で定める品位が確保できないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合等にあつては、契約当事者間で協議し、その合意をもって引き渡しを行うものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を農政局及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

〇年〇月〇日

甲 住所:  
氏名:  
電話番号:

乙 住所:  
氏名:  
電話番号:

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即したものとすること。  
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

○年産新規需要米販売計画書

取組主体  
住 所  
氏 名  
電話番号

○取組計画書提出時点の販売計画

種類	販売を予定している需要者名及び住所	数量(kg)	①販売契約書が提出できない理由 ②販売予定時期 ③仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④その他、特記事項

(注) 需要者が決定した際は、速やかに販売契約を締結し、販売を行うまでに必ず需要者等が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)を農産局長又は地方農政局等に提出すること。

